

[事例問題1] (50点)

【問題】

問1 起案

原告代理人の立場に立って、別紙1（原告代表者甲野太郎の言い分）、別紙2（特許登録原簿謄本）、別紙3（特許公報）及び別紙4（被告製品説明書）に基づいて、別紙5の訴状の空欄1ないし5内に記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

- 注1 本件特許権につき、その有効性に争いはないものとします。
- 注2 均等侵害について考慮する必要はありません。
- 注3 本訴は平成10年1月20日に提起されたものとなっていますが、現在の法令と、現在存在するすべての判例を前提に起案してください。
- 注4 甲第2号証の特許公報の記載様式は発行当時のものとは異なります。
- 注5 この問題の事例は、架空の事案であって、実際の事件ではありません。

問2 小問

- (1) A社が、おもちゃBの製造、販売を開始したところ、Bのメカニズムが斬新で、遊ぶと面白いので、Bは爆発的に売れ出した。もちろんA社は、そのメカニズムについて特許を出願し、特許権を得た。

Xは、Bの売れ行きが好調であることに目を付け、同じものを作れば売れると考え、Yに製造の依頼話をもちかけた。X、Yは、A社の当該特許公報をインターネットから入手し、そのメカニズムを確認し、Bと全く同じ特許侵害製品をYが製造し、Xが販売することを決めた。

XもYも、A社が特許侵害だと主張してくることは予想していたが、A社もすぐには裁判は起こさないであろうし、仮に裁判になっても判決までは1年以上かかるから、それまでに、儲けるだけ儲けよう、後のことはそのとき考えればよいと相談して、特許侵害製品の製造、販売を開始することにした。

そして、Yは、その製造に当たって金型その他製造に必要な機器を入手するため、1,000万円の費用が必要なので、貸してほしいとXに申し入れた。Xは、十分に儲かると考え、製造開始から2か月後を返済期限として、無利子で同金額をYに貸し与え、Yはそれで製造設備を調えた。

しかし、X、Yの予想に反して、A社はその情報をいち早く入手し、X、Yによる侵害行為の差止めを求める仮処分申立てを行い、製造販売開始直後には差止めの仮処分命令が発せられたため、特許侵害製品の製造、販売の継続は不可能になった。

そこで、Xは、返済期限到来後、Yに対して上記貸金1,000万円の返済を請求した。

このXの請求が認められるか否かについて、条文ないしは法理上の根拠を示して回答してください。なお、A社の特許権には無効事由はないものとしします。

- (2) 以下の設問について、それぞれ法律上の根拠を示して簡潔に答えてください。

X（特許権者）とY（侵害者）との間で大阪地方裁判所に係属していた特許権侵害訴訟において、平成20年10月10日に、1,000万円の損害賠償請求額のうち、400万円の支払をYに命じ、Xのその余の600万円の請求を棄却した一部認容判決がされ、当事者双方の訴訟代理人はその日に判決の送達を受け、Yのみが控訴することとなった。

ア Yは、何月何日までに、どこの裁判所に控訴状を提出しなければならないか。

イ 控訴せず、控訴期限が経過したXは、控訴審において、1審で請求が認められなかった600万円の部分の支払を請求することができるか。

原告代表者甲野太郎の言い分

- 1 私は、株式会社甲野の代表取締役です。

本日は、当社製品「かっちりゴミ袋」の特許権の侵害の件でご相談に参りました。

- 2 当社は、平成2年にごみ袋の特許を出願し、平成7年に登録されました。

特許権の詳しい内容は、公報と原簿を持ってきましたので、これを見てください。

- 3 平成9年4月に、相手方である乙町産業株式会社(〒100-0018 東京都杉並区大杉3丁目3番 代表取締役 乙町三郎)が、当社の特許権の特許請求の範囲に記載された構成と同じごみ袋を「ゴミポン」という商標で販売していることが判明しました。

- 4 「ゴミポン」の構成を当社の商品デザイナーに描かせたものが別紙の被告製品説明書(甲第3号証)です。当社に都合よく描かせたと思われなくなかったので、デザイナーには、当社の特許権に合わせた表現にする必要はないと言ったため、少々、異なった表現になったとは思いますが、しかし、よく読めば、「ゴミポン」が当社の特許権をそのまま実施したものであることは明らかであると思います。

- 5 「ゴミポン」に気付いてから、すぐに警告書を送付しましたが、相手方は、当社の特許権を侵害していないと主張してきました。その骨子は、「ゴミポンのロゴ部は、『開口した筒形網体の上端周縁』には設けられていない。」、「エプロン部があるために容易に水切りごみ受から外すことができる。」というものです。私には、こじつけた理屈としか思えないのですが、訴状では、先回りしてこの点に反論しておいてください。

又、相手方製品は、円形編機によって、筒形網体を編成しながら口ゴム部を形成し、同時に振り操作、折返し操作、端縁固着操作を経て二重の袋底を形成することができ、ミシン縫目により袋底を作成する従来品と比較して、省力化及び効率化を図ることができるものです。

6 なお、公知技術には本件発明のような筒形網体の下方の一部を二重にした袋底を適用したものはございません。

7 相手方は販売を開始したばかりで、それほどの量を販売していませんから、損害賠償請求は必要ありません。

とにかく一刻も早く相手方製品の製造販売を止めてください。

以上

(別紙2)
甲第1号証

特		特 許 第 1 2 3 4 5 6 7 号				部	
表示番号 (付記)		登 録 事 項					
1番		出願年月日	平成 2年 3月 23日	出願番号	02-012345		
		査定年月日	平成 6年 9月 9日	請求項の数	1		
		発明の名称	ごみ袋				
		登録年月日 平成 7年 3月 2日					
登録料		特 許 料 記 録 部					
1年分		金額 14,000円	納付日 平成 6年10月17日	2年分	金額 14,100円	納付日 平成 6年10月17日	
3年分		金額 14,000円	納付日 平成 6年10月17日	4年分	金額 21,900円	納付日 平成 9年10月17日	
順位番号 (付記)		甲 区					
1番		登 録 事 項					
		大阪市中央区銀座1丁目1番1号 株式会社甲野					
		登録年月日 平成 7年 3月 2日					
(以下余白)							

平成10年 1月10日

- 1 -

5/16

◇M1(463-6)

(別紙 3)

甲第 2 号証

(19)日本国特許庁 (J P) (12) 特 許 公 報 (B 2)

(11)特許番号

第 1 2 3 4 5 6 7 号

(24)登録日 平成 7 年(1995) 3 月 2 日

(51) Int.Cl.⁷ 識別記号 庁内整理番号 FI 技術表示箇所
B65F 1/00 102 F 8513-3E

請求項の数 1 (全 4 頁)

(21)出願番号	特願平2-12345	(73)特許権者	999999999
(22)出願日	平成 2 年(1990)3 月 23 日		株式会社甲野
(65)公開番号	特開平 3-122002		大阪市中央区銀座 1 丁目 1 番 1 号
(43)公開日	平成 3 年(1991)12 月 12 日	(72)発明者	甲野 太郎
			大阪市中央区銀座 1 丁目 1 番 1 号
		(74)代理人	弁理士 丙野 三郎 (他 2 名)
		審査官	鳥居 稔
		(56)参考文献	特開 昭 54-106328 (J P, A)
			実開 昭 52-52881 (J P, U)
			実開 昭 59-178932 (J P, U)
			実公 昭 47-4800 (J P, Y 1)

(54) 【発明の名称】 ごみ袋

1

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

上下が開口した筒形網体の上端周縁にロゴム部を設け、筒心を軸に下端部を振って折返すと共に、網体側面に前記下端部の端縁を固着して二重の袋底を形成したごみ袋。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【産業上の利用分野】 この発明は、流し台において、使用後の茶殻、食器に付着していた食べ物の残りかす等を洗い流す際これをろ過しながら収納する使い捨てのごみ袋に関する。

【0002】

【従来の技術】 従来、この種のごみ袋とし

2

て、実公昭 5 4 - 3 2 3 8 3 号公報に開示されているものがある。図 5 及び図 6 はこれを示し、合成繊維糸をストックング状に編成した筒状網体 2 1 から構成され、網体 2 1 はストックング用の円型編機で編成された長い筒体を所要長さに切断して作成されている。ごみ袋の袋底の形状について、ストックング廃物利用の際には下端を結ぶことが記載されているが、市販品の場合には、下端開口を直線状に折重ねて例えばオーバーロックミシンによるミシン縫目 2 2 で縫合して袋底が作成されている。

【0003】

【発明が解決しようとする課題】 ところが、この公知のごみ袋においては、袋底を作成

6/16

◇M1(463-7)

するミシン縫目22を施すのにかなり手間がかかり、人手不足の折からコスト高となると共にミシン縫目から破れ易い等の問題点があった。

【0004】この発明は、従来品の有するこのような問題点に鑑みてなされたものであり、その課題は、筒形網体の編成段階、即ち編機上において自動的に袋底を作成し、破れにくい袋底にしたごみ袋を提供することである。

【0005】

【課題を解決するための手段】上記の課題を解決するため、この発明においては、上下が開口した筒形網体の上端周縁に口ゴム部を設け、筒心を軸に下端部を振って折返すと共に、網体側面にこの端縁を固着して二重の袋底を形成したのである。

【0006】

【作用】このように構成されたごみ袋は、二重の袋底の外面の振れ方向と、内面の振れ方向とが反対であって互に絞りが合って開口部がきつく閉鎖されている。さらに二重底であるため耐荷重性が大きく破れにくく、また口ゴムがあるため支持体への装着が容易である。

【0007】

【実施例】図1乃至図4に示すように、筒形網体1は、細かく且つ比較的粗硬な合成繊維フィラメント糸を円型編機にかけて編成したものであって、伸縮性を有し上下が開口しており、円型編機で編成時に上端周縁にポリウレタン弾性糸（通称スパンデックス糸）を添え糸として同時に編み込んで環状の口ゴム部2が設けられている。

【0008】次に、筒心を軸にして下端部の端

縁となる下端開口縁3を丁度360度、即ち1回転振った状態（図4矢印方向A参照）にして折返し（図4矢印方向B参照）、筒形網体1の側面にこの下端部の端縁となる下端開口縁3を当接し環状編み止め4を施して二重布状（図3参照）の袋底5が形成されている。

【0009】このようなごみ袋は、大きい伸縮性を有すると共に口ゴム部2を備えているため、流し台の水槽底面に付設されているごみ溜部内の水切筒体や、水槽底面上に置く水切ごみ受等の支持体への装着が容易であり、口ゴムを外向きに引張って折返すと多少サイズの違う支持体にもしっかりと装着できる。

【0010】前記二重状袋底5は、外面6の振れ方向（図2矢印方向C参照）と、内面7の振れ方向（図2矢印方向D参照）とが反対であって、両面の渦巻中心が絞りが合ってきつく閉鎖されており、収納したごみが流出するようなことはない。このごみ袋は支持体の中に装着してごみを収納した際、袋底にごみの重量がかかると、外面及び内面が緊張するに伴って中心部が更にきつく締められるようになりごみが漏れることがなく、また二重布状袋底であるため破れるような懸念もない。

【0011】前記ごみ袋は、エレクトロニクス柄出機構を備えた円型編機によって、筒形網体1を編成しながら口ゴム部2と、振れ操作、折返し操作及び編み止め4を含む袋底5とが自動的に能率よく一気に作成することができる。

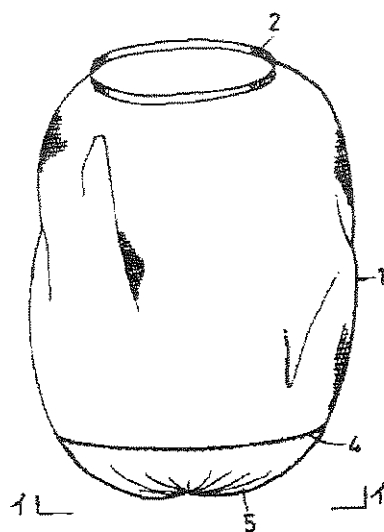
【0012】なお、袋底を形成する際、下端部を振る回転角度は網体用糸の種類等に対応

して適宜選択することができる。

【0013】

【発明の効果】この発明に係るごみ袋は、円形編機によって、筒形網体を編成しながら口ゴム部を作成し、同時に振り操作、折返し操作、端縁固着操作を経て二重の袋底を作成することができる。従って、ミシン縫目により袋底を作成する従来品に比較して、省力化及び能率化を図ることができる。また、筒心を軸に下端部を振って折返すことにより、二重の袋底を作成したことから、この袋底にごみの重量がかかると、中心部が更にきつく締められ、耐荷重性に優れる。従って、従来品の如くミシン縫目がないことから、袋底が不用意に破れることがなく、確実にごみを収納することができる。さらに、下端部のみが二重となっていることから、水分等は上部の一重の部分から速やか

【図1】



に排出される。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の実施例を示す斜視図である。

【図2】図1イーイ方向から見た底面図である。

【図3】底部の縦断面図である。

【図4】底部の形成手順を示す説明図である。

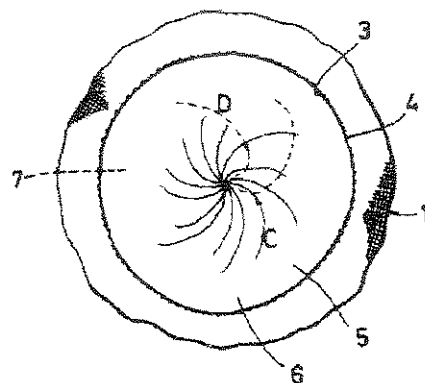
【図5】従来例を示す使用状態の斜視図である。

【図6】従来例を示す網体である。

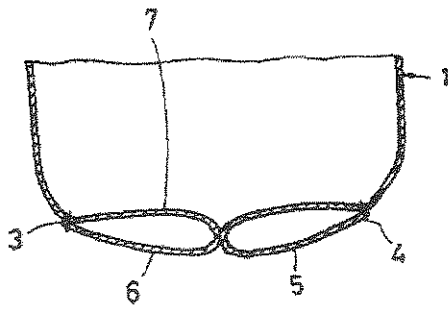
【符号の説明】

- 2 ……口ゴム部
- 3 ……下端開口縁
- 4 ……止め
- 5 ……袋底
- 2 1 ……網体
- 2 2 ……ミシン縫目

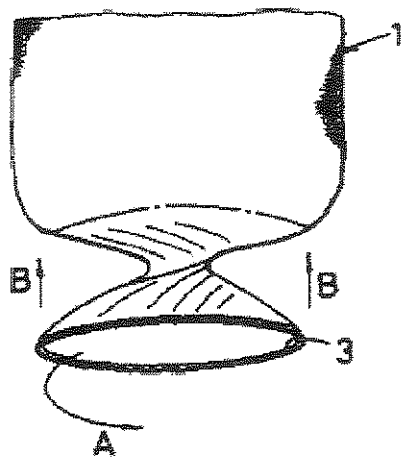
【図2】



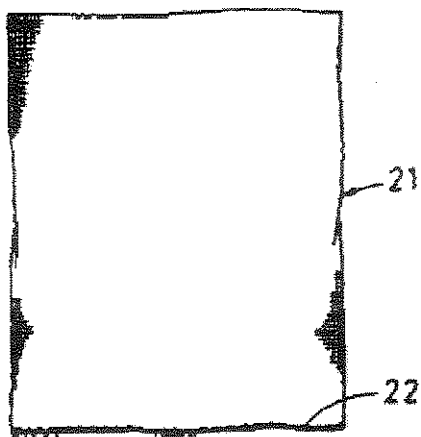
【 図 3 】



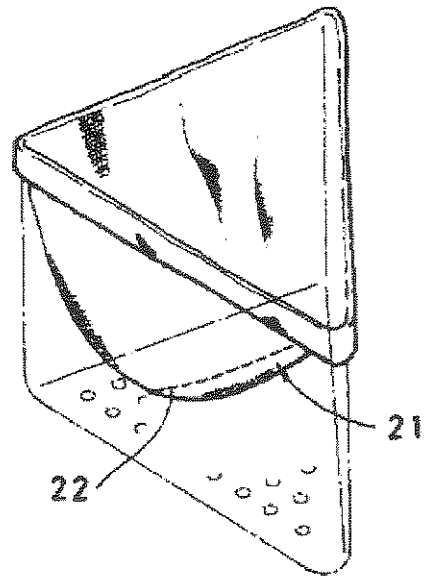
【 図 4 】



【 図 6 】



【 図 5 】



(別紙 4)

甲第3号証

被告製品説明書

1 商品名 ゴミボン

2 図の説明

第1図 斜視図

第2図 第1図のイーイ方向から見た底面図

第3図 底部の形成手順を示す説明図

第4図 イ号物件を水切りごみ受に装着した使用状態を示す一部拡大断面図

3 構成の説明

水切りごみ受11に装着して使用のごみ袋であって、長さ約17センチの筒形網体1を素材としてその開口した上端から約2センチの所に口ゴム部2を設けてその上方はエプロン部9とし、筒形網体1の開口した下端は下端縁3であり、前記筒形網体1の下端部を筒心を軸に振じって折返して、前記筒形網体1側面にこの下端縁3を縫製により固着して、この下端縁3の下方が二重の網体となるように袋底5とし、開口した上端と二重の袋底5を備えた筒形網体1である。なお前記ごみ袋の全長は、約12センチである。

第4図は、ごみ袋の使用状態を示すもので、水切りごみ受11に筒形網体1を収納し、水切りごみ受11の外側から、口ゴム部2を引っ張って拡張し、水切りごみ受11のフランジ12の下側にはめ込む。そして、使用後は、エプロン部9を掴むことで、筒形網体1を水切りごみ受11から外すことが出来る。

4 符号の説明

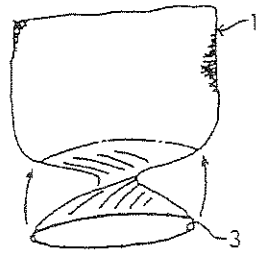
- 1 筒形網体
- 2 口ゴム部
- 3 下端縁
- 4 環状編み止め
- 5 袋底
- 9 エプロン部
- 11 水切りごみ受
- 12 フランジ

以上

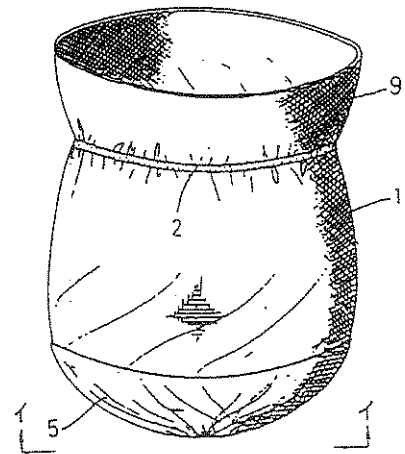
10/16

◇M1(463—11)

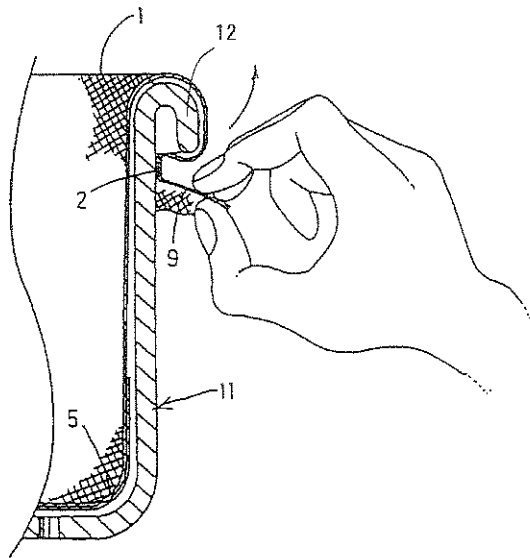
第3図



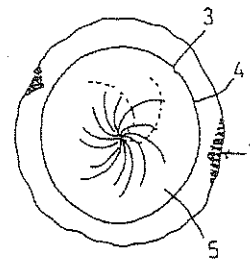
第1図



第4図



第2図



(別紙5)

訴 状

平成10年 1月20日

東京地方裁判所 民事部 御中

5

原告訴訟代理人

弁 護 士 甲 村 花 子 ㊟

弁 理 士 甲 山 次 郎 ㊟

10

〒541-0001 大阪市中央区銀座1丁目1番1号

原 告 株 式 会 社 甲 野

上記代表者代表取締役 甲 野 太 郎

15

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番3号

甲村法律事務所【送達場所】

電 話 03-3581-0000 ファックス 03-3581-0000

原告訴訟代理人 弁護士 甲 村 花 子

20

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3丁目4番2号

甲山特許事務所

電 話 03-3581-0000 ファックス 03-3581-0000

原告訴訟代理人 弁理士 甲 山 次 郎

25

〒100-0018 東京都杉並区大杉3丁目3番

被 告 乙 町 産 業 株 式 会 社

上記代表者代表取締役 乙 町 三 郎

特許権侵害差止請求事件

12/16

訴訟物の価額 〇〇〇〇〇円
貼用印紙額 〇〇万〇〇円

請 求 の 趣 旨

- 5 1 被告は、別紙物件目録記載のごみ袋を製造、販売し又は販売のために展示してはならない
- 2 被告は、別紙物件目録記載のごみ袋を廃棄せよ
- 3 訴訟費用は、被告の負担とする
- との判決並びに1項及び2項について仮執行の宣言を求める。

10

請 求 の 原 因

第1 本件特許権

- 1 原告は、次の特許権(以下、「本件特許権」といい、その発明を「本件発明」という。)を有する[甲第1号証(特許登録原簿謄本)][甲第2号証(特許公報)]。

15

特許番号 第1234567号

発明の名称 ごみ袋

出願年月日 平成2年3月23日

登録年月日 平成7年3月 2日

20

特許請求の範囲 甲第2号証の特許請求の範囲のとおり

- 2 本件発明の構成要件を分説すると、次のとおりである。

[空欄1]

- 3 本件発明の作用効果は以下のとおりである。

[空欄2]

第2 被告の行為

被告は、遅くとも平成9年3月中旬ころから、「ゴミポン」の商品名で別紙物件目録記載のごみ袋(以下、「被告製品」という。)を製造、販売し、販売のために展示している。

5 第3 被告製品の構成と作用効果

- 1 被告製品の構成は甲第3号証に記載されたとおりであるが、本件発明の構成要件に対応させて分説すると以下のとおりである。

[空欄3]

- 2 被告製品の作用効果は本件発明の作用効果と同一である。

第4 文言侵害

- 10 本件発明と被告製品の各構成を対比すると以下のとおりである。

[空欄4]

第5 予想される被告主張に対する反論

- 15 ところで、被告は、訴訟前の原告からの警告書に対し、被告製品では、「筒形網体の上端周縁に口ゴム部は設けられていない」、「エプロン部があるために容易に水切りごみ受から外すことができる。」旨、主張していたので、この点

についてあらかじめ主張する。

[空欄5]

以上のとおりであって、被告製品は、原告の本件発明の技術的範囲に属し
本件特許権を侵害するものである。

第6 均等侵害(予備的主張)

5 (省略)

第7 結語

よって、原告は、被告に対し、被告製品の製造販売等の差止め及び在庫品
の廃棄を求める。

10

証 拠 方 法

甲第1号証 特許登録原簿謄本

(立証趣旨) 原告が本件特許権を有している事実

甲第2号証 特許公報

15 (立証趣旨) 本件発明の内容

甲第3号証 被告製品説明書

附 属 書 類

1 甲号証写し 各1通

20 2 現在事項全部証明書 2通

3 訴訟委任状 2通

以 上

15/16

物 件 目 録

1. 被告製品；商品名を「ゴミボン」とするごみ袋